

川越市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域が自主的に行う防犯活動を支援し、安全安心なまちづくりを推進するため、地域防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内において川越市地域防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 自治会 川越市自治会に対する報償金支給要綱（平成29年3月31日市長決裁）に規定する、市民生活の向上を目的として地域的かつ自主的に結成された市民組織をいう。
- (2) 地域防犯カメラ 地域における犯罪防止を目的とし、道路等の公共の場所における不特定かつ多数の人を撮影するために、特定の場所に継続して設置するカメラで、撮影機器、映像記録装置及び関連機器で構成されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自治会であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに適合した防犯カメラの設置及び運用に関する基準を策定していること。
- (2) 地域防犯カメラは自治会が設置し、所有すること。
- (3) 地域防犯カメラの設置について、設置場所を管轄する警察署から助言を受けていること
- (4) 自治会の総会、役員会等の議決等による地域の合意を得ていること。
- (5) 地域防犯カメラ設置場所の所有者の承諾を得ていること。
- (6) 電柱等に設置する場合は、電柱等を管理する事業者から承諾を得ていること。
- (7) 地域防犯カメラの設置は、補助金の交付の決定を行った日の属する年度に着手し、当該年度内に完了できるものであること。
- (8) この要綱に定める補助金のほか、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、地域防犯カメラの新設に関する事業であって、以下の各号に掲げるすべての要件を満たすもののうち、別表1に掲げる経費とする。

(1) 犯罪防止を目的とし、必要かつ最小限の範囲で道路等の公共の場所を撮影するものであること。

(2) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる場所を撮影するもの(施設管理又は監視用カメラ等)でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、保守管理費その他維持管理に係る費用については、補助の対象としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、川越市地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 地域防犯カメラの設置予定場所及び撮影予定範囲が分かる書類

(2) 見積書の写し又は地域防犯カメラの購入等に要する費用を証明する書類

(3) 地域防犯カメラの仕様書等

(4) 川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、策定した防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(5) 地域防犯カメラの設置について、警察署から助言を受けていることが分かる書類

(6) 地域防犯カメラの設置について、地域の合意を得ていることを証明するための書類

(7) 地域防犯カメラ設置予定場所の土地所有者の承諾を得ていることが分かる書類

(8) 電柱等に設置する場合は、電柱等を管理する事業者から承諾を得ていることが分かる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請は同一年度内につき、1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付又は不

交付を決定するとともに、川越市地域防犯カメラ設置費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした自治会に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

（事業内容の変更又は中止）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた地域防犯カメラ設置事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに川越市地域防犯カメラ設置費補助金変更（中止）申請書（様式第3号）を市長に申請しなければならない。ただし、補助事業の金額の増額を要することとなる内容の変更については、申請することができない。

（事業内容の変更承認等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認するか否かを決定し、川越市地域防犯カメラ設置費補助金変更等（承認・不承認）通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、速やかに川越市地域防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し又は地域防犯カメラの購入等に要した費用を証明する書類
- (2) 地域防犯カメラの設置場所及び現況写真
- (3) 地域防犯カメラで撮影された画像
- (4) 電柱等に設置した場合は、電柱等を管理する事業者から占用の許可を受けたことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、川越市地域防犯カメラ設置費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期等）

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、川越市地域防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

（決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 申請内容に誤りがあったとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件又はこれに基づく市長の命令に違反したとき

2 市長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、川越市地域防犯カメラ設置費補助金交付決定取消等通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第11条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した地域防犯カメラを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、地域防犯カメラを設置して5年を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（機能保持の義務）

第17条 補助金の交付を受けた自治会は、当該地域防犯カメラを適切に管理し、正常な機能維持に努めなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月27日制定とし、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費	補助対象外経費
<p>1 撮影機器 (カメラ)、映像記録装置 (ハードディスクレコーダー、SD カード等)、映像表示機器 (電子計算機の機能を有するものを除く) の購入及び設置に要する経費</p> <p>2 地域防犯カメラ設置表示板等の購入及び設置に要する経費</p> <p>3 その他市長が特に必要があると認めるもの</p>	<p>1 既存の機器及び設備の修繕、撤去、移設に要する経費</p> <p>2 撮影機器 (カメラ) が、下記(1)~(3)に該当するもの</p> <p>(1) 映像を記録する機能を有しないもの</p> <p>(2) リース品であるもの</p> <p>(3) 中古品であるもの</p> <p>3 土地の造成、土地又は建物等の使用もしくは取得又は補償に要する経費</p> <p>4 地域防犯カメラの機能維持を目的とした保守、修繕及び維持管理 (電気料、通信料及び賃借に要する経費を含む。) に要する経費</p>